

## 第 14 回 横須賀市屋外広告物審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成 22 年(2010 年) 9 月 21 日 (火) 14 時～16 時

◇ **場 所** 横須賀市役所 1 号館 3 階会議室 A

◇ **議 事**

1. パブリック・コメントの素案について . . . 2 ページ
2. バス停留所の上屋に添加する広告板の取り扱いについて . . . 4 ページ
3. 経過措置物件の取り扱いについて . . . 5 ページ

◇ **出席者**

委員 5 人

委員長・田口敦子、山畑信博、菊竹雪、浜田哲二、長井興一郎  
(欠席： 松下啓一、河上俊昭)

事務局 2 人

市街地整備景観課主査・加藤英明、中川衛

◇ **傍聴人** 0 人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 7 人のうち過半数となる 5 人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨の報告の後、委員長が議事を進行した。内容については以下のとおり。また委員長から議事録署名委員として、浜田委員と山畑委員に指名があった。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見は「■」の記号を付し、事務局の説明や意見、回答などは「○」の記号を付している。

また、議案の中の各項目は順不同でフリートーク形式に議論が進められたため、議事録作成にあたっては見やすさを考慮し、資料順により作成した。

## 1. パブリック・コメントの素案について

事務局から、これまで審議会で議論いただいた横須賀市屋外広告物条例の改正についてパブリック・コメント（素案）としてとりまとめた資料に基づき報告をした。

「屋外広告業の登録制度の導入」については、届出制度との違い、導入のメリット、県下の自治体の動き、などを記載している。

新しい広告物への対応として、「映像広告の制限」については、前回審議会での指摘に基づき、道路からのイメージ図を載せて分かりやすい表現に努めた。「塔状の建築物で嵩上げた広告物の制限」については、規制する建築面積を 30 平方メートルから 20 平方メートルに変更した。これは市内の建築物を調査した結果に基づくもので、一般的な店舗を有し、建築面積 30 平方メートル以下で高さ 10 メートル超となる物件が 1 件あったため対象を絞った。

運用課題に係る見直しとして、「広告幕・のぼり旗の許可期間の延長」については、期間を延長することによるメリットを説明し、手数料についての解説は割愛している。その他、条文整備については、パブリック・コメント手続の対象にはならないため、扱っていない。

### ■意見（委員長）

前回までの審議会で議論したことを参考にしながら事務局が素案を作成した。案件によっては、審議会で議論したことが反映されていないものもあろう。

### （1）屋外広告業登録制度の導入

#### ●■質問、意見など特になし。

### （2）新しい広告物への対応

#### ① バス停留所の上屋に添加する広告板の基準の新設

##### ●質問（委員長）

2面までつけられるということか。

##### ○事務局回答

道路占用の取り扱いで、条件によってつけられる面数が変わる。

##### ■意見（委員長）

どこがだめでどこがいいのかを分かるようにしたほうがよい。条件によって3面つけられるということを解説で加えてはどうか。ガラス張りの面にすれば、車道から上屋に向かった正面でもつけられるなど、何面までが可能かを示すことは重要かと思う。

##### ○事務局回答

道路占用の取り扱いでは合計3面までは可能。原則、車道側はだめだが、側面や前面をガラス張りにするなどの配慮をすれば可能となる。道路占用の取り扱いを記載することとする。

##### ■意見（浜田委員）

資料の写真は車道の正面に広告が表示されている。例としての写真が例外のものになっているのは分かりにくい。

## ② 映像広告の制限

### ■意見（浜田委員）

改正案で「5メートル以内」「30メートル以内」とそれぞれの条件を示す表現をしているが、5メートルを超え30メートル以内などと厳密に表現すべき。また「道路通行者に影響が大きい」とする表現は「道路通行者に配慮し…」などとしたほうが分かりやすい。

### ○事務局回答

それぞれの違いをはっきりさせ、適切な表現に修正したい。

### ■意見（菊竹委員）

イラストの向きが分かりにくい。道路に車のイラストを載せると分かりやすいのではないか。

### ■意見（委員長）

視点の工夫が必要。パブリック・コメントは、予備知識のない人たちも見るので分かりやすい表現を心掛けてほしい。

## ③ 塔状の建築物で嵩上げした広告物の制限

### ■意見（山畑委員）

2ページの「改正（素案）の全体イメージ」にある「塔で広告を嵩上げ」という表現は、ほかと合わせて「～の広告」としたほうがよいのではないか。

### ■意見（委員長）

何によって広告を嵩上げたのかが分かるようにしたほうがよい。

## （3）運用課題に係る見直し

### ●■質問、意見など特になし。

## （4）その他

### ●質問（浜田委員）

1ページの「はじめに」の中でうたっている「いつもまでも住み続けたいまち」という表現は何に基づくものか。

### ○事務局回答

吉田市長の所信表明、施政方針で、施政運営の基本姿勢としている言葉である。現行の基本計画などでも、同じ意味のことが位置づけられている。

### ■意見（委員長）

2ページの「改正（素案）の全体イメージ」の個別の項目に、該当箇所のページを入れたほうが分かりやすい。

### ○事務局回答

そのように対応する。

### ●質問（菊竹）

前回まで議論していた窓内広告について、取り上げられていないが。

### ○事務局回答

あくまでパブリック・コメントにかける案件だけしか載せていない。窓内広告につ

いては、地元商店街との話し合いなどを経てから検討していきたい。

■意見（委員長）

その他、気付いたことがあれば、後日、各委員から直接事務局へ連絡してほしい。  
事務局から今後の進め方を説明してほしい。

○事務局回答

パブリック・コメントの予告を9月25日に、素案の公表を10月8日にすることになっている。本日の意見を参考にしながら、素案を煮詰めていきたい。

## 2. バス停留所の上屋に添加する広告板の取り扱いについて

事務局から、資料2および資料3のとおりエムシードゥコー株式会社から合計6件のバス停留所の上屋に添加する広告板の設置について審議依頼があった旨を説明した。

場所は中央大通り沿い上り方面の京浜急行バス停留所「横須賀中央駅」に4基、「大滝町」に2基。2010年度から2012年度にかけて6基を設置する内容であり、通りの向かい側である下り方面には計画がない。地元商店会では歓迎の意向を示している。道路占用については道路管理者である県と協議中である。横須賀市屋外広告物条例第11条の適用除外の特例としての判断をいただきたい。

■意見（委員長）

一度にではなく、3年間かけて6基を設置していきたいという内容である。

●質問（長井委員）

地元も歓迎しているし、あれば便利なものだ。下り方面には設置予定がないのか。

○事務局回答

計画にないとのことであった。

■意見（山畑委員）

人通りが多い場所である。側面があるタイプのものだと、幅員からも歩行者の邪魔になるのではないか。またベンチの位置も同様である。

●質問（委員長）

歩道の幅などに対して問題はないのか。

○事務局回答

道路占用上、基準を満たしている。

■意見（委員長）

基準に合っているとしても、実際に歩行者の邪魔になるようではよくない。また当該社の広告掲出審査判断基準には、交通の安全面についての記載がない。市から当該社にベンチの位置と安全面の確認をしておいてほしい。

●質問（委員長）

広告のデザインは全国统一のものか。

○事務局回答

そのとおりである。

●質問（委員長）

運用上、苦情などはないか。

○事務局回答

ない。

■意見（浜田委員）

旧丸井前は、いちばん人通りの多い場所である。宣伝効果も高く、まちの景観もにぎやかになってよい。

■意見（委員長）

上屋付きバス停はまちに表情を与える。高齢者の座る場所も設けられ、歓迎されるものであろう。

■意見（山畑委員）

完成予想図を見ると、鉄のフレームの角がとがっていて危ないように見える。もし角でけがをする人がいたら、後から景観上そぐわない保護材がつけられる可能性もある。安全なつくりにする必要がある。

■意見（委員長）

他の事例の実物をみるかぎり問題はない。

●質問（長井委員）

いたずら書きをされたり、壊されたりという事例はないのか。

○事務局回答

その点は当社がメンテナンスをすることになっている。

■意見（委員長）

自治体が場所を提供し、民間事業者が設置を行うスタイルのものである。日本全国にかなりの設置実績がある。歩行者の安全面が確保される内容のものであるか、市から当社に確認しておいてほしい。

適用除外の特例として認めることでよろしいか。

■意見（各委員）

よい。

■意見（委員長）

それでは、認めることとしたい。

### 3. 経過措置物件の取り扱いについて

事務局から、資料4に基づき、県から屋外広告物事務の移管を受けて今年度で10年目となる経過措置物件の取り扱いについて説明した。

県からの移管により、市の条例の規定との違いから既存不適格となった物件について、10年間あるいは減価償却期間のどちらか長いほうで経過措置の期限が切れることになっている。県からの移管を受けた時点で131件あった既存不適格の物件が依然、106件残っている。そこで、当該物件の掲出者が適正な改修計画と改修までの安全策を提出することで許可を受け是正を進められることとし、不許可（違反者）として取り扱わないとする案を示した。

●質問（山畑委員）

是正指導の内容はどのようなものか。

○事務局回答

文書通知、勧告、命令、といった内容になり、命令に従わなければ罰金という流れになる。

●質問（山畑委員）

当面改修できないと掲出者に言われたらどうするのか。

○事務局回答

経過措置の対象は、今まで合法的に掲出してきている。機会があれば改修してもらえるものと考えている。改修するまでは毎年自主点検を報告させ、その都度進捗を確認する。

■意見（委員長）

計画に期限がないということは、いつまでも改修しないということになるろう。

○事務局回答

物件が古くなっているので、更新の時期はそう遠いものではないと考えている。

■意見（山畑委員）

相当に長い話になるろう。

●質問（委員長）

「期限内に改修を完了した者」の期限内とはいつのことか。

○事務局回答

今年度末、来年の3月ということである。

■意見（山畑委員）

掲出者の具体的な負担としては、改修計画を立てて自ら点検するということか。お金を払って改修した者との差は大きく、不公平であろう。

○事務局回答

今まで改修したケースは、市の指導によるためではなく、建物の改修に合わせてのものや店舗自体の撤退となっている。

●質問（委員長）

朽ち果てるのを待つということでは、安全面に問題はないか。

○事務局回答

基準に合っているものは3年に一度、自主点検させているが、経過措置物件は毎年、自主点検を報告させる。例えば、県では平成10年に条例改正した際、基準に合わない物件に改修期限を設けなかった。同様の物件に対して3年に一度の継続許可の際に自主点検の報告をさせているのみである。県と比較すれば、本市ではむしろ安全性の点検を強化しているといえる。

■意見（委員長）

強制的にやろうとしても難しい問題であろう。担当部署の努力に期待したい。

●質問（長井委員）

自主点検は甘い結果になるろう。市が事業者に委託して点検するとすれば多大な費用が掛かる。市の建築職の職員に点検させることはできないのか。

○事務局回答

点検した者に責任が発生する。自主点検が適切であろう。

■意見（委員長）

審議会として心配が残ることは伝えておきたい。

■意見（山畑委員）

既存不適格のものに対する安全確認に配慮してほしい。

■意見（委員長）

それはぜひ案に反映してほしい。

●質問（山畑委員）

既存不適格の物件は公表するのか。もしできれば効果が上がろう。

○事務局回答

掲出者の不利になる情報は公表できない。

●質問（委員長）

どの範囲に知らせるのか。考え方だけでも公表することはできないのか。

○事務局回答

この審議会の議事録に残り、公表されることになる。掲出者には個別に通知する。

■意見（委員長）

特例許可を認めるということによろしいか。

■意見（各委員）

よい。

■意見（委員長）

それでは、認めることとしたい。

以上

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---